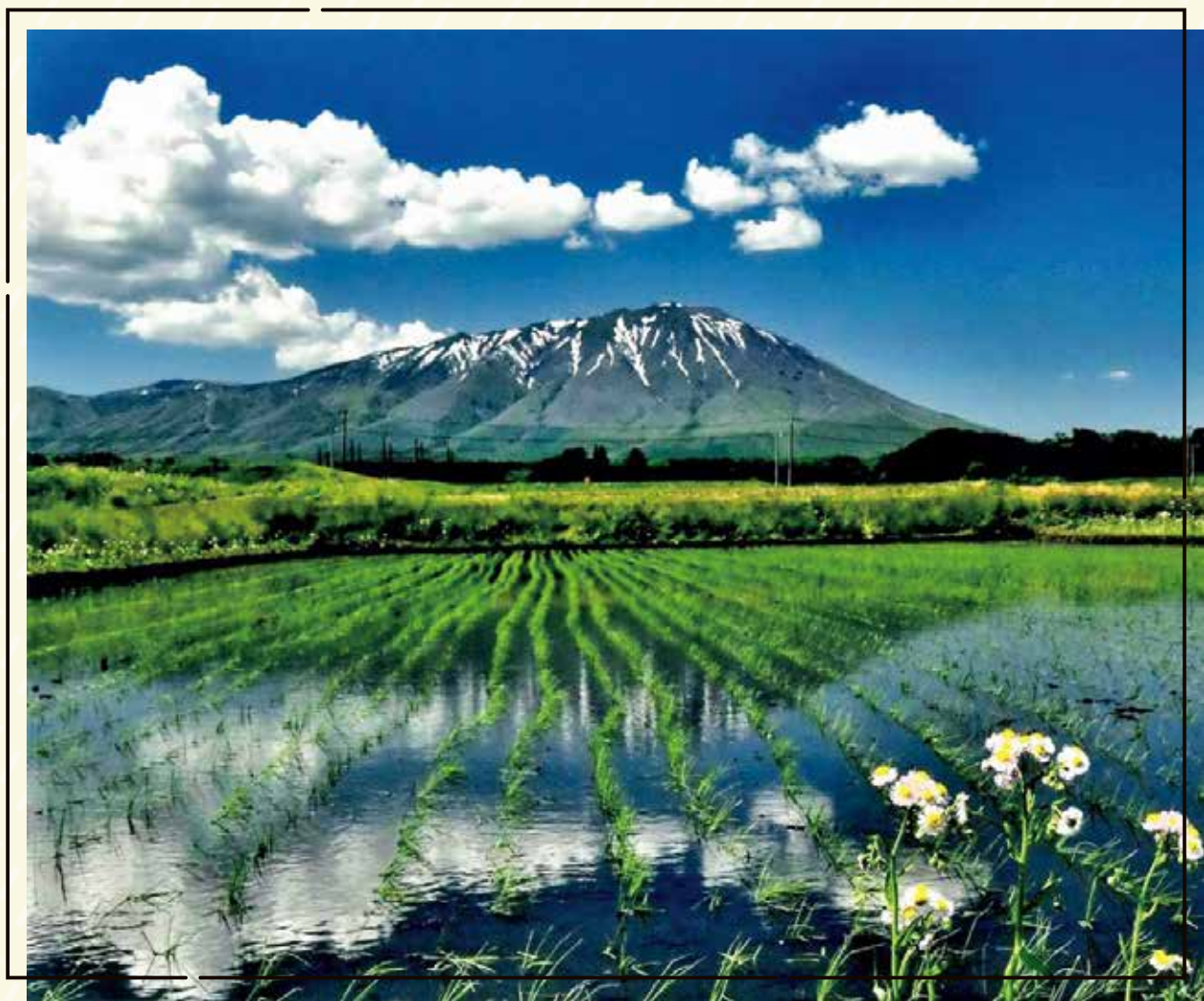


盛岡地方



新規就農支援ガイド

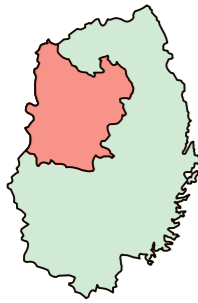
水土里ネットいわて
令和3年度「農村景観」写真コンクール入賞作品



令和5年3月
盛岡地方農業農村振興協議会



盛岡地方の特色



盛岡地方は、県の北西の内陸部に位置し、県都盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町の3市5町からなり、総面積は3,642km²で全県の24%、人口は約472千人で約3割を占めています。

全体的に年間の寒暖の差が大きく、また昼夜の気温の変化が大きいです。奥羽山脈や北上高地沿いの高標高地と平野部では大きな差があります。

東北新幹線や、秋田新幹線、東北自動車道などが整備されており、北東北の主要交通網の結節点となっています。

農業の概要

平野部から山間地帯までの多様な立地条件を活用した農業が展開されており、キャベツやほうれんそう、ミニトマト、りんどう、りんごを中心とした園芸作物の販売額が全県の約4割を占めるほか、米では、県オリジナル品種「銀河のしずく」や全国有数のもち米団地など、多様なニーズに応える産地を形成しています。

さらに畜産では、地域の特徴を活かしたブランド肉牛を生産するとともに、乳用牛飼育頭数が全県の5割を占める酪農地帯であり、本県農業の牽引役を担う農業地帯です。



主な農産物



キャベツ
八幡平市、雫石町、岩手町など



ほうれんそう
盛岡市、八幡平市、葛巻町、岩手町など



りんどう
八幡平市、雫石町など



りんご
盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町など



米
盛岡市、八幡平市、雫石町、紫波町など



肉用牛
盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町など

新規就農者数の推移

近年、生産者による農業研修の受入、県・市町関係機関・団体の支援策の充実等のほか、雇用先となる農業法人が増加していることも要因となり、新規就農者数は安定して確保されており、産地の新たな担い手として活躍しています。

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	H29～R3 累計
新規就農者	77 (100%)	80 (100%)	79 (100%)	74 (100%)	68 (100%)	378 (100%)
うち青年	69 (90%)	69 (86%)	65 (82%)	62 (84%)	56 (82%)	321 (85%)
自営就農	46 (60%)	40 (50%)	48 (61%)	45 (61%)	31 (46%)	210 (56%)
新規学卒	7 (9%)	9 (11%)	7 (9%)	7 (9%)	3 (4%)	33 (9%)
Uターン	27 (35%)	23 (29%)	32 (41%)	26 (35%)	17 (25%)	125 (33%)
新規参入	12 (16%)	8 (10%)	9 (11%)	12 (16%)	11 (16%)	52 (14%)
農業雇用	31 (40%)	40 (50%)	31 (39%)	29 (39%)	37 (54%)	168 (44%)

【出典】盛岡地方農業農村振興協議会調べ（新規就農者実態調査）

(注)

〔青年〕：45歳未満

〔自営就農〕：自分で農地や機械等を確保して就農した者

〔新規学卒〕：中学校、高等学校、県立農大、大学、短大等学校等を卒業後新たに就農した者、又は卒業後直ちに研修を受け、新たに就農した者

〔Uターン〕：農家の子弟であって、他産業に従事していた者が離職して就農した者

〔新規参入〕：非農家から新たに就農した者

〔農業雇用〕：農業生産法人等に就業した者



ぶどう
滝沢市、紫波町など



小麦
盛岡市、紫波町、矢巾町など



きゅうり
盛岡市、雫石町、紫波町、矢巾町など



乳用牛
八幡平市、滝沢市、葛巻町、岩手町など



ねぎ
盛岡市、八幡平市、雫石町など



ミニトマト
盛岡市、雫石町、紫波町など

就農までの流れ

相談したり研修したりして情報収集を行きましょう

目指す就農のタイプを決めよう

目指すタイプごとに必要な基礎知識が変わってきます。
まずは目指す農業のタイプを選びましょう。

- ①後継者として農業を始めるタイプ
- ②新たに農業を始めるタイプ
- ③農業法人へ就職するタイプ



相談しよう

どこで農業をするのか、どんな作物を作るのか決まっていますか？
農地や機械はありますか？自分が目指す農業のイメージを頭の中に描いてから
相談しましょう。

- ▶ 就農相談会に参加し相談
- ▶ 就農予定地の普及センター、市町等に相談

相談前にチェックしよう

1 心構え

- 健康ですか、体力に自信はありますか。
- 農業者は技術者であり経営管理者でもあります。経営管理者(社長)の自覚はありますか。
- 家族は就農に同意していますか。協力は得られますか。
- どのような農業経営をするか、目標などをイメージできますか。
(イメージを家族に話して共有しましょう。)
- 経営が軌道に乗るには数年かかります。気長に頑張る根気と熱意はありますか。
- 他人とのつきあいは苦になりませんか。
(農業を始めることは地域の一員になることです。)
- 収入がゼロでも、最低2年間の生活資金は確保できていますか。
- 農業を始めるために用意できる自己資金はいくらですか。(万円)
- 実際の農業現場を見ましたか？もしくは体験しましたか。

2 就農準備に向けて

- どこで農業をするのか、意向が固まっていますか。 就農希望地()
- どのような作物を作るのか、意向が固まっていますか。 作物()
- 栽培方法は選択しましたか。(露地・施設など)
- 作る作物の栽培方法のほか、経営管理方法について習得できていますか。
- 就農地の気候や土壌条件は目指す作物や栽培方法にマッチしていますか。
- 就農地には、親身に面倒をみてくれる知り合いの農家がありますか。

研修等に参加して学ぼう

農業に必要な知識や技術はありますか？習得状況に応じた研修に参加しましょう。

- ▶ 学校、研修機関で学ぶ
- ▶ 先輩農家の元で学ぶ
- ▶ 農業法人で学ぶ

就農計画を作成しよう

これから農業を始めるにあたって、栽培計画・資金繰り計画は立てましたか。
経営規模に応じた機械・設備・労働力になっていますか。
経理も自分で実施する必要がありますが、複式簿記・青色申告を知っていますか。

- ▶ 就農予定地の普及センター、市町が作成等の支援を行います。

農地・住宅・機械・施設の確保

農地を所有していますか。借地の見込みはありますか。
(農地法により、農地の取得の最低面積があります)
住宅は農地と離れていませんか。(できるだけ近いところを選びましょう)
必要な生産資材や機械は揃っていますか。
機械、施設は必要最低限にしていますか。
(一度にすべて揃えようとせず、徐々に充実させていきましょう)

販売について

生産物の販売先は決まっていますか。
JA(農業協同組合)出荷の場合、JA組合員になりましたか。
産直等で販売の場合、産直組合の加入について説明を受けましたか。

- ▶ お近くのJA窓口へ相談しましょう。

支援制度を活用しよう

資金や農地について、国や各市町等で支援策が充実しています。

- ▶ 詳細については、支援制度のページを確認願います。



岩手県での就農を支援する主な制度 (令和5年3月時点)

① 助成制度

時期	支援事業	交付額	補助率	主な要件 (詳細は窓口までお問合せ下さい。)	窓口
就農前	【国】新規就農者育成総合対策(就農準備資金)	最大150万円/年 (最長2年以内)	国10/10	・就農予定時の年齢が原則49歳以下 ・県が認めた研修機関(岩手県立農業大学校)で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修すること。	普及センター
就農後	【国】新規就農者育成総合対策(経営開始資金)	最大150万円/年 (最長3年以内) ※夫婦で就農の場合、2人で最大225万円/年	国10/10	・独立・自営就農であり、就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者 ・経営を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入など)を負うと市町長に認められること。	各市町
	【国】新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)	上限1,000万円 (経営開始資金の交付対象者は上限500万円)	県支援分の2倍を国が支援 <例> 国 1/2 県 1/4 本人 1/4	独立・自営就農であり、就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者 ○対象機械 機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象	各市町
	【国】農地利用効率化等支援交付金(融資主体支援タイプ)	上限300万円	融資残額のうち事業費の3/10以内	人・農地プランに位置付けられた経営体等の担い手が、融資を受け、農業用機械・施設を導入すること。	各市町
	【公社】新規就農スタートアップ支援事業(農業機械・施設の導入)	上限50万円/人	1/2 (※農地中間管理事業で新たに利用権を設定した場合は2/3)	・申請時65歳未満の認定新規就農者または就農5年以内の認定農業者 ・新規就農者確保・育成アクションプランに位置付けられた取り組みであること。	各市町

② 農地

時期	支援事業	事業の仕組み	窓口
就農準備	【国】農地中間管理事業	農地中間管理機構が、所有者から農地を借り受け、地域の農業の担い手に貸し付ける事業。 借受希望者の募集に応募し、諸手続きを行うことで、農地を借り受けることができます。	各市町 (農業委員会)

③ 融資制度

制度名	対象者	用途	限度額	貸付金利	償還期限	融資機関
青年等就農資金	認定新規就農者	農業生産用の施設・機械、流通、加工、販売施設、家畜の購入費。果樹の新植、改植費用。長期運転資金	3,700万円	無利子	17年以内返済(うち据え置き5年以内)	日本政策金融公庫
経営体育成強化資金	主業農業者、認定新規就農者	農地購入、生産施設建設、農機具購入。果樹の新植、改植費用。長期運転資金。	負担額の80%(前向き投資資金)	0.90%(R5.2.20時点)	25年以内(うち据え置き期間3年以内)	日本政策金融公庫
農業近代化資金	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者	生産施設建設、農機具購入。果樹の新植、改植費用。長期運転資金。	1,800万円(事業費の80%まで)	0.90%(R5.2.20時点)	資金使途に応じ7~20年以内(据置2~7年以内)	農協、信用農業協同組合連合会、農林中金、銀行、信用金庫

盛岡地方の主な支援制度一覧 (詳細は事業主体にお問い合わせください)

事業主体	支援内容
盛岡市	新規就農支援事業 盛岡市親元就農給付金 親(三親等内の親族を含む。)の農業経営を継承する新規就農者に、予算の範囲内で年額60万円、最長2年間給付金を給付。(国の農業次世代人材投資資金経営開始型、経営継承・発展支援事業補助金、経営開始資金との重複受給はできないもの。)
八幡平市	八幡平市新規就農者等支援事業 新規就農者研修支援金 市内の研修受入農家での研修期間(年間150日以上かつ1,200時間以上の研修で最大2年間)について月額125,000円(子ども加算、家賃助成加算あり)を助成 新規就農体験者研修支援金 市外在住の者で市内の研修受入農家で研修(7ヶ月を限度とする。)を行う場合、研修期間中において旅費1kmあたり37円を助成
雫石町	新規就農者研修受講支援事業 町内の農業者及び就農希望者が農業経営に必要な知識や技術を習得するための費用の一部を助成(研修受講に要する費用の1/2の額) 親元新規就農支援事業 卒業又は他産業を離職して1年以内に親元で新規就農する子弟を担い手として育成する期間の営農保障として、要件を全て満たす親元と子弟がともに営む経営体に対し助成(30万円/経営体)
葛巻町	山地酪農研修 葛巻町山地酪農センターでの研修(長期)受講者に対し、手当が支給されるもの。 ※窓口：(一社)葛巻町畜産開発公社研修事業 畜産労働力負担軽減対策事業 畜産農家の労働力の負担を軽減、収益性の向上を図るために必要な機械・装置導入費用の一部を助成(事業費の1/2以内、上限①150万円：除糞装置、自走式配餌車、②30万円：分娩監視等カメラ、発情発見装置) 子育て世代移住促進住宅取得支援事業 町外に在住する者で、小学生以下の子どもがいる者、または年齢の合計が70歳未満の夫婦が、UIターンするために町内に住宅を取得する場合、対象経費の1/2(最大400万円)の補助金を交付 若者定住奨励事業 町内に定住した45歳未満の世帯に奨励金を交付(定住一世帯15万円、中学生以下の子ども1人につき5万円加算、単身世帯5万円)
岩手町	岩手町農林業新規就業者総合支援事業 農地・農業施設機械の賃貸借等への助成(補助率1/2、農地、施設・機械：上限3万円/月、施設・機械取得：上限80万円) 新規就業者の就業時の生活安定を図るための助成(個人：5万円/人・月、夫婦：7.5万円/世帯・月、他)住居の確保を図るための助成(補助率1/2、賃借：上限3万円/月、購入：上限100万円) 滞在体験型研修に対する助成(研修時宿泊費用全額、上限5千円/泊)
紫波町	紫波町農林業新規就業希望者支援事業 農林業新規就業希望者支援(①家賃補助：2万円/月、②岩手県立農業大学校の農業関連研修への交通費補助：1キロメートルあたり40円及び受講回数に乗じて得た額、上限2万円) 新規就業希望者受入経営体対象研修指導支援金(4万円/月、最大24ヵ月) 紫波町親元就農支援事業 町内に住所を有し農業を主たる生計とする親族(父母及び祖父母に限る)から農業経営を継承、又は同一経営体で新たに就農する者への支援(3万円/月、最大24ヵ月)
矢巾町	矢巾町親元就農給付金 親の農業経営を継承し、将来は地域の中心的な担い手になろうとする55歳以下の新規就農者に対し、予算の範囲内で年額60万円を基本に給付金を支給 矢巾町個人住宅取得資金利子補給金 町内に定住するため、住宅を新築、購入、リフォームする際の住宅ローン、リフォームローンに係る利子の一部を町で支援(年間利息：20万円を上限、支援期間：住宅ローン5年、リフォームローン3年)

お問合せ・ご相談はこちら！

区分	関係機関名		所在地	お問合せ先
	機関名	担当課		
市町	盛岡市	農林部農政課経営支援係	〒020-8531 盛岡市若園町2-18 若園町分庁舎4階	TEL : 019-613-8458 FAX : 019-653-2831
		玉山総合事務所 産業振興課農政商工係	〒028-4195 盛岡市渋民字泉田360番地	TEL : 019-683-3852 FAX : 019-601-5349
	八幡平市	農林課経営支援係	〒028-7397 八幡平市野駄21-170	TEL : 0195-74-2111 FAX : 0195-74-2102
	滝沢市	経済産業部農林課	〒020-0692 滝沢市中鶴飼55	TEL : 019-656-6537 FAX : 019-684-5479
	雫石町	農林課農政係	〒020-0595 岩手郡雫石町千刈田5番地1	TEL : 019-692-6405 FAX : 019-692-1311
	葛巻町	農林環境エネルギー課	〒028-5495 岩手郡葛巻町葛巻16-1-1	TEL : 0195-66-2111 FAX : 0195-66-4329
	岩手町	農林課農業振興係	〒028-4395 岩手郡岩手町大字五日市10-44	TEL : 0195-62-2111 FAX : 0195-62-3589
	紫波町	産業部農政課農政企画係	〒028-3392 紫波郡紫波町紫波中央駅前2丁目3番地1	TEL : 019-672-2111 (内線 : 2233) FAX : 019-672-2311
	矢巾町	産業観光課農林振興係	〒028-3692 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地	TEL : 019-611-2614 FAX : 019-611-2609
JA	いわて中央 農業協同組合	営農販売部担い手対策課 (無料職業紹介所)	〒028-3307 紫波町桜町字上野沢38-1	TEL : 019-676-3428 (TEL : 019-676-3346) FAX : 019-672-1595
	新しいわて 農業協同組合	営農経済部営農企画課 (無料職業紹介所)	〒020-0067 岩手県滝沢市鶴飼向新田 7-76	TEL : 019-699-3348 FAX : 019-699-3300
農業 公社	公益社団法人 岩手県農業公社 (農地中間管理機構)		〒028-0884 盛岡市神明町7-5 パルソビル3階	TEL : 019-623-9390 FAX : 019-623-9396 (TEL : 019-601-8236)
県	盛岡広域振興局	農政部農業振興室農政推進課	〒020-0023 盛岡市内丸11-1	TEL : 019-629-6600 FAX : 019-629-6609
	盛岡農業改良 普及センター	地域指導課	〒020-0023 盛岡市内丸11-1	TEL : 019-629-6727 FAX : 019-629-6739
	八幡平農業改良 普及センター	地域指導課 ※八幡平市担当	〒028-7112 八幡平市田頭39-72-2	TEL : 0195-75-2233 FAX : 0195-75-2269
	八幡平農業改良 普及センター (岩手町在住)	経営指導課 ※葛巻町、岩手町担当	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市9-48	TEL : 0195-62-3321 FAX : 0195-62-1377

盛岡地方農業農村振興協議会

